

銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県と共同して行うわくわく茨城生活実現事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から本市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その移住支援金の交付については、わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領(令和3年3月31日付け計推第271号茨城県政策企画部計画推進課長通知)(以下、県実施要領という。)、銚田市補助金等交付規則(平成17年銚田市規則第37号)の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付対象者)

第2条 次の(1)の要件を満たし、かつ、(2)、(3)、(4)又は(5)のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(6)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げる事項のア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在籍しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間の修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 銚田市内に転入したこと。ただし、移住前に銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金移住前相談票(様式第1号)及び、銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金移住前相談票チェックリスト(様式第1号(別紙))を必要な書類を付して提出していること。

- (イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- (ウ) 本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (イ) 日本人である、又は外国人であって出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
 - (ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、茨城県及び鉾田市が認める場合を除く。
 - (エ) その他茨城県又は市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就職に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - イ 就業先が、茨城県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
 - ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の申請時において連続して3か月以上在職していること。
 - オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ 移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
 - ウ デジタル田園都市国家構想推進交付金地方創生テレワークタイプを活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
 - エ 移住に際して、住宅の新築もしくは購入を行った者、又は行う者。
- (4) 関係人口に関する要件 申請者が補助申請年度の4月1日現在で45歳未満であり、次のアかつ、イ又はウに該当する者。
 - ア 申請日の属する年度の前年度までに鉾田市へふるさと納税を行った者。

- イ 銚田市内の農林水産業(専業に限る)に就業, または承継するもの。
 - ウ 銚田市において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者。ただし, 銚田市及び他の市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」にかかる経営改善計画の認定を申請する場合は, 営農区域に応じて茨城県又は国が認定。
- (5) 起業に関する要件 茨城県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。
- (6) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ) 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において, 同一世帯に属していたこと。
 - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の申請時において, 同一世帯に属していること。
 - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも, 移住支援金の申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
 - エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも, 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の金額は, 世帯の申請の場合にあつては100万円, 単身の申請の場合にあつては60万円とする。なお, 申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。

(交付の申請)

第4条 移住支援金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は, 移住前に, あらかじめ, 市長へ氏名, 連絡先及び移住予定時期等の事前相談を銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金移住前相談票(様式第1号)及び, 銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金移住前相談票チェックリスト(様式第1号(別紙))により行うこと。

2 申請者は, 銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付申請書(様式第2号)及び銚田市わくわく茨城生活実現事業就業証明書(移住支援金の申請用)(様式第3-1号)又は銚田市わくわく茨城生活実現事業就業証明書(移住支援金の申請用)(テレワーク用)(様式第3-2号)に次に掲げる書類を添えて, 市長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認書類の写し(写真付き身分証明書, その他の提示により本人確認できる書類等)
- (2) 住民票の写し(世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯全員分)
- (3) 移住元の住民票の除票その他の移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類(世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯全員分)
- (4) その他市長が必要と定める書類

(交付決定)

第5条 市長は, 前条に基づく申請があつたときは, その内容を審査し, 移住支援金を交付することが適当と認めるときは, 銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)(以下「決定通知書」という。)により, 申請者に通知するものとする。

審査の結果移住支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(交付決定通知書の再交付)

第6条 申請者が前条に基づく決定通知書を受けた後、紛失等の理由により決定通知書の再交付を必要とするときは、銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付決定通知書再交付願(様式第5号)(以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第7条 市長は前条に基づく再交付願を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付(不交付)決定通知書〔再交付〕(様式第6号)により、申請者に交付する。

(請求の方法)

第8条 申請者は、第5条に基づく決定通知書を受けたときは、速やかに銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金請求書(様式第7号)により、市長に移住支援金を請求しなければならない。

(移住支援金の交付)

第9条 市長は、前条に基づく請求をした申請者に対し、申請日から3か月以内に第3条に規定する移住支援金を交付する。

(報告及び立入調査)

第10条 茨城県及び本市は、わくわく茨城生活実現事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(移住支援金の返還等)

第11条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に市から転出した場合

ウ (移住先での就業を要件とした場合のみ該当)移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市から転出した場合

2 前項の規定により移住支援金の返還を請求するときは、銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金返還通知書(様式第8号)によるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、茨城県と本市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

銚田市長 様

銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金移住前相談票

わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領、銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、本申請の要件を満たす予定のため、移住前に移住支援金の事前相談をいたします。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
現住所			
電話番号		メールアドレス	

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない)		人
			同時に移住した家族のうち令和7年4月1日時点で18歳未満の世帯員の人数(配偶者を除く)		人
移住支援金の種類	就業	起業	テレワーク	関係人口	
転入予定日：令和 年 月 日					

3 過去の移住支援金の受給について

申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない ※ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。	該当する	該当しない
--	------	-------

4 確認事項(別紙参照)

注意事項

- ・銚田市あてに当相談票を提出しなかった場合は、市町村での移住支援金の事前のお手配が出来ません。また、申請時に予算に達していた場合は、移住支援金を支給できない場合があります。
- ・また転入後3ヶ月経過後(併せて、就業の場合は就業3ヶ月経過後又は起業支援金交付決定後)には、速やかに必ず本申請を行っていただきますよう、お願いいたします。

様式第 1 号(別紙)

銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金移住前相談票 チェックリスト

- ・この制度は、本申請した日から5年以上継続して銚田市に居住する意思があることを条件としています。
- ・災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請後5年以内に市外に転出された場合は、返金の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。

1 移住元に関する要件

(1)住民票を移す直前の10年間について、下記①～③のいずれかに該当する		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①「東京23区に住民票を置いている期間」が通算5年以上である。	
<input type="checkbox"/>	②「東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)していた期間」が通算5年以上である。 なお、東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間を修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として、通学期間も対象期間とすることができる。	
<input type="checkbox"/>	③「上記①と②を合算した期間」が通算して5年以上である。	
(2)住民票を移す直前の1年間について、下記①～③のいずれかに該当する		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①「東京23区に住民票を置いていた期間」が連続して1年以上である。	
<input type="checkbox"/>	②「東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)していた期間」が連続して1年以上である。 なお、東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間を修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として、通学期間も対象期間とすることができる。※東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該一年の起算点とすることができる。	
<input type="checkbox"/>	③「上記①と②を合算した期間」が連続して1年以上である。	

2 移住先に関する要件

下記(1)～(4)のいずれかに該当する		はい・いいえ
(1)テレワークに関する要件 下記①～④の全てに該当する		
<input type="checkbox"/>	①所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。	

<input type="checkbox"/>	②国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援、助成を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	③原則、恒常的に勤務先へは通勤しない。
<input type="checkbox"/>	④勤務先から通勤手当(定期券相当の交通費)の支給を受けていないこと。 通勤実績がある場合は担当窓口へご相談ください。
<input type="checkbox"/>	⑤申請者もしくは同一世帯の者が移住先の市町村において住宅を新築または購入したこと(申請までに購入予定も含む)。

(2) 関係人口に関する要件 下記①かつ②又は、③のいずれかに該当する

<input type="checkbox"/>	①申請日の属する年度の前年度までに銚田市へふるさと納税を行っていること。
<input type="checkbox"/>	②県内の農林水産業(専業に限る)に就業、または承継すること。
<input type="checkbox"/>	③市町村等において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けていること。 ただし、複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」にかかる経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定する。

(3) 就職に関する要件 下記①～③の全てに該当する

<input type="checkbox"/>	①茨城県が開設している就職マッチングサイトに掲載された対象求人に応募し、採用されること(予定を含む)。
<input type="checkbox"/>	②就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
<input type="checkbox"/>	③週20時間以上の無期雇用契約であること。

(4) 起業に関する要件

<input type="checkbox"/>	茨城県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けること(予定を含む)
--------------------------	--

3 その他の要件

下記①～②の全てに該当する		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	
<input type="checkbox"/>	②日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住」者のいずれかの在留資格を有する。	

4 世帯の場合

下記の全てに該当する		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属している。	
<input type="checkbox"/>	申請者を含む2人以上の世帯員が移住後において、同一世帯に属す予定。 (申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の本申請時において移住後、在住期間が3月以上1年以内である必要あり)	

様式第2号(第4条関係)

令和 年 月 日

銚田市長 様

銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付申請書

わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領、銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	<input type="checkbox"/>	単身	<input type="checkbox"/>	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類	<input type="checkbox"/>	就業	<input type="checkbox"/>	起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
	<input type="checkbox"/>	テレワーク	<input type="checkbox"/>	関係人口		

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)※

別紙1「銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	<input type="checkbox"/>	A. 誓約する	<input type="checkbox"/>	B. 誓約しない
別紙2「銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付申請に関する個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/>	A. 同意する	<input type="checkbox"/>	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、銚田市に居住する意思について	<input type="checkbox"/>	A. 意思がある	<input type="checkbox"/>	B. 意思がない
(就業・起業・関係人口の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	<input type="checkbox"/>	A. 意思がある	<input type="checkbox"/>	B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	<input type="checkbox"/>	A. 3親等以内の親族に該当しない	<input type="checkbox"/>	B. 3親等以内の親族に該当する

(テレワークの場合のみ記載) 銚田市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である
申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない ※ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。		A. 該当する		B. 該当しない
移住支援金の返還要件に該当する場合は、直ちに銚田市へ報告し、返還手続きをする		A. 誓約する		B. 誓約しない

※ 各種確認事項の B. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京 23 区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	行くことはない / 週・月・年 回程度 / その他() ※原則、恒常的に通勤しないこと。
テレワーク実施日数	転入日 年 月 日～申請日までの勤務日数 () 勤務日数のうちテレワーク実施日数() 勤務日数のうち通勤又は出張日数 ()
住宅取得	新築 ・ 購入 (名義人)申請者 ・ 同一世帯員帯 登記済 未登記(理由) 登記完了予定日

様式第2号(別紙1)

銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付申請に関する誓約事項

- 1 わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び銚田市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領、銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に銚田市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領、銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
- (就業の場合のみ)
- (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
(ただし、地方就職支援金に関しては、退職から3カ月以内に要件を満たす県内の別の企業に就業する場合は返還対象から除く)
- 3 移住支援金又は地方就職支援金の支給を受けた後に実施される銚田市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。
※報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

様式第2号(別紙2)

銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付申請に関する個人情報の取扱い

茨城県及び銚田市は、わくわく茨城生活実現事業の実施に際して得た個人情報について、茨城県及び銚田市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、茨城県及び銚田市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第3-1号(第4条関係)

令和 年 月 日

銚田市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

銚田市わくわく茨城生活実現事業就業証明書(移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3 親等以内の親族に該当しない

わくわく茨城生活実現事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、茨城県及び銚田市の求めに応じて、同茨城県及び銚田市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3-2号(第4条関係)

令和 年 月 日

銚田市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

銚田市わくわく茨城生活実現事業就業証明書(移住支援金の申請用)(テレワーク用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
交付金による 資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
就業形態	原則、恒常的に通勤せず、移住先でテレワーク勤務である
通勤手当	定期券相当の交通費は支給していない

わくわく茨城生活実現事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、茨城県及び銚田市の求めに応じて、同茨城県及び銚田市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

銚田市長 様

所在地
 事業者名
 代表者名
 電話番号
 担当者

銚田市わくわく茨城生活実現事業就業証明書(移住支援金の申請用)(テレワーク用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

就労開始日	年 月 日			
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	時間 (うち休憩時間 分)
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	日
	平日	時 分 ~	時 分	(うち休憩時間 分)
	土曜	時 分 ~	時 分	(うち休憩時間 分)
	日祝	時 分 ~	時 分	(うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	時間 (うち休憩時間 分)
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	日
	主な就労時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)		
就労実績 (直近3カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	
主とする業務内容				
業務実施状況	いずれか該当する欄に○を付けてください			
	<input type="checkbox"/>	移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行っている	<input type="checkbox"/>	
特記事項(備考)				

様式第4号(第5条関係)

第 号
令和 年 月 日

様

銚田市長

銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付(不交付)決定通知書

わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領、銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱第5条の規定に基づき、以下のとおり決定しましたので、通知いたします。

- 1 交付決定額 円 (不交付)
- 2 交付方法 指定された金融機関の口座へ振込
- 3 不交付決定理由

(備考)

- 1 銚田市は、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領、銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に銚田市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に銚田市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 銚田市は、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領、銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱の規定に基づき、銚田市わくわく茨城生活実現事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

様式第5号(第6条関係)

令和 年 月 日

銚田市長 様

銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付決定通知書再交付願

令和 年 月 日に申請した銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金について、交付決定通知書を紛失したため、交付決定通知書の再交付を願います。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口		

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「茨城県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、銚田市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業・起業・関係人口の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

(テレワークの場合のみ記載) 銚田市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である
申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない ※ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。		A. 該当する		B. 該当しない
移住支援金の返還要件に該当する場合は、直ちに銚田市へ報告し、返還手続きをする		A. 誓約する		B. 誓約しない

※ 各種確認事項の B. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京 23 区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	行くことはない / 週・月・年 回程度 / その他() ※原則、恒常的に通勤しないこと。
テレワーク実施日数	転入日 年 月 日～申請日までの勤務日数 () 勤務日数のうちテレワーク実施日数() 勤務日数のうち通勤又は出張日数 ()
住宅取得	新築 ・ 購入 (名義人)申請者 ・ 同一世帯員帯 登記済 未登記(理由) 登記完了予定日

様式第6号(第7条関係)

第 号
令和 年 月 日

様

銚田市長

銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付(不交付)決定通知書[再交付]

わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領、銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱第7条の規定に基づき、以下のとおり決定しましたので、通知いたします。

- 1 交付決定額 円 (不交付)
- 2 交付方法 指定された金融機関の口座へ振込
- 3 不交付決定理由

(備考)

- 1 銚田市は、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領、銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に銚田市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に銚田市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 銚田市は、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領、銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱の規定に基づき、わくわく茨城生活実現事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

銚田市長 様

申請者
住 所
氏 名

銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金請求書

わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領、銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり移住支援金を請求します。

1 交付決定額 円

2 移住支援金振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	本・支店
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他()	
口座番号		
口座名義	フリガナ	
	氏 名	

※口座の名義については、申請者名とすること。

第 号
年 月 日

様

銚田市長

銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金返還通知書

わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領、銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱第11条の規定に基づき、銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金の返還を命令します。

記

返還すべき助成金の額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 方 法	
返 還 事 由	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、銚田市長に対して異議申し立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、銚田市を被告として(訴訟において市を代表する者は銚田市長となります。)、処分取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の通知を受けた日から起算して1年を経過すると、決定の取消しの訴えをすることができなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。